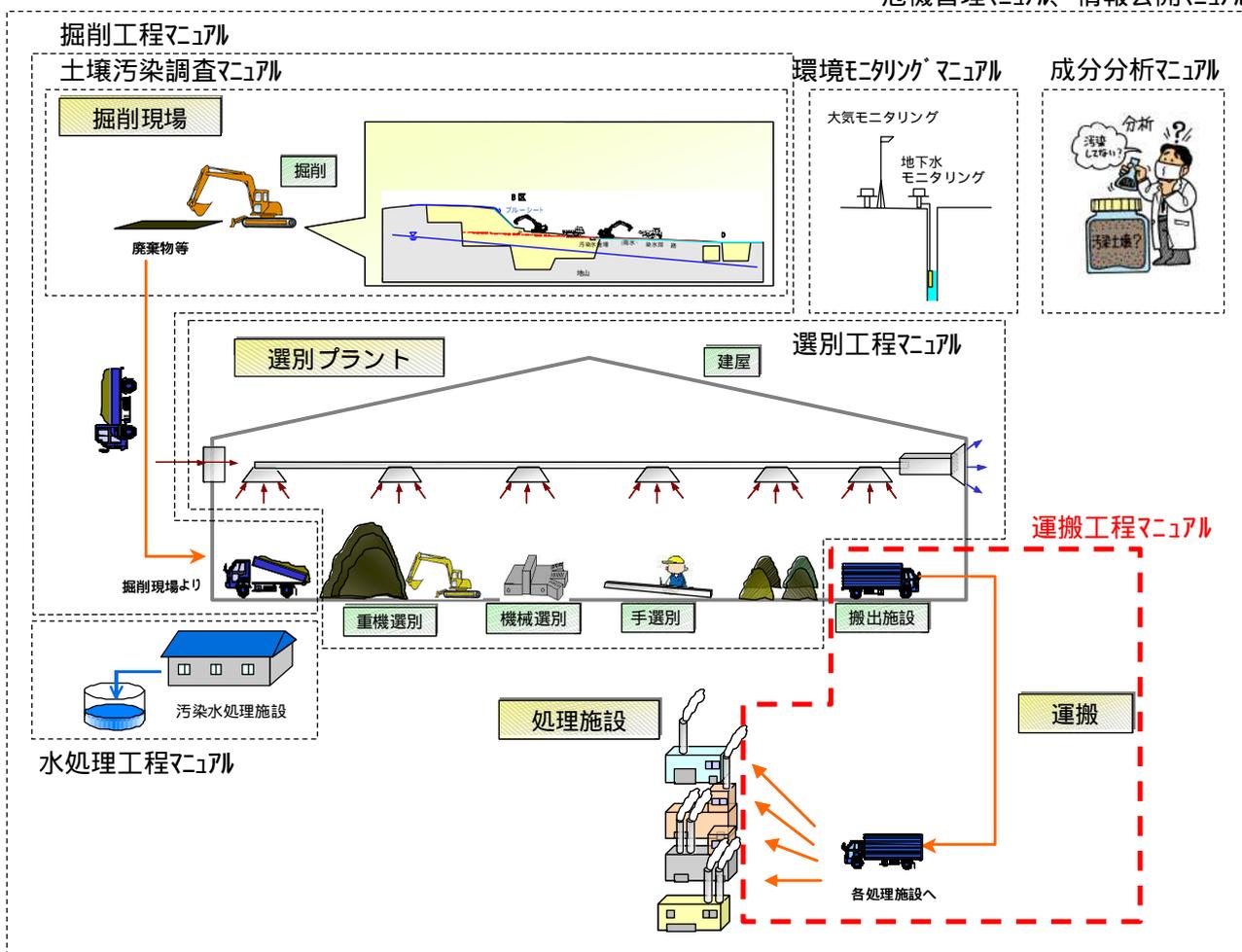


# 運搬工程マニュアル

危機管理マニュアル、情報公開マニュアル



## 目 次

1 . 目的	-----	3
2 . 用語の定義	-----	3
3 . 適用範囲と基本的考え方	-----	3
4 . 運搬車両置場から不法投棄現場までの移動	-----	7
5 . コンテナ積替え及び場内回送業務	-----	8
6 . コンテナへの廃棄物積み込み作業	-----	8
7 . 運搬車両への廃棄物積み込み作業	-----	9
8 . 計量作業	-----	9
9 . 車両洗浄作業	-----	10
10 . マニフェストの発行等手続き業務	-----	11
11 . 処理施設への運搬業務	-----	11
12 . 処理施設での荷降ろし業務	-----	19
13 . 運行管理業務	-----	19
14 . 運搬車両及び容器の点検及び維持管理	-----	21
15 . 運搬工程に係る汚染拡散防止対策	-----	21
16 . 不法投棄現場における運搬工程に係る労働安全衛生管理	-----	21
17 . 安全運行管理	-----	22
18 . 危機管理	-----	23
18 . 記録の保管	-----	23
19 . マニュアルの改廃	-----	23
別紙 1 「コンテナ点検項目表」	-----	24

## 1. 目的

- 1-1 運搬工程に係るマニュアルは、廃棄物等の運搬が、汚染拡散を防止し、適正かつ安全に行われるように定めるものである。
- 1-2 本マニュアルにおける運搬方法については、廃棄物等の状況を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

### 【解説】

- 1-1 本マニュアルは、有害産業廃棄物を含む廃棄物等を不法投棄現場から複数の処理施設に適正かつ安全に運搬するための作業手順等を定めたものである。

なお、本業務における関係法令は以下の通り。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法、  
労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法、道路法、車両制限令、  
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例

## 2. 用語の定義

- 2-1 本マニュアルにおいて「廃棄物等」とは、不法投棄廃棄物およびその近傍の土壌をいう。
- 2-2 本マニュアルにおいて「マニフェスト」とは、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票のことをいう。
- 2-3 「指示」と「協議」は以下のとおり定める。  
指示とは、県、撤去事業監理者（以下、「監理者」という）が運搬業務受託者（以下、「受託者」という）に対し、廃棄物等の運搬業務に関する方針、計画等を示し実施させることをいう。  
協議とは、県、監理者、受託者が対等の立場で合議することをいう。
- 2-4 「移動」とは、不法投棄現場からの廃棄物の搬出を目的に、空車の状態で不法投棄現場に向かうことをいう。

## 3. 適用範囲と基本的考え方

- 3-1 本マニュアルは、運搬車両置場から不法投棄現場までの移動、搬出する廃棄物等の積込み・洗車・計量等の不法投棄現場における作業、廃棄物等を複数の処理施設まで輸送する運搬業務およびこれらの業務に係る汚染拡散防止対策、労働安全衛生管理に適用する。
- 3-2 選別後の主体となる廃棄物等の運搬業務は、原則としてコンテナ積替え式ダンプトラックで行うこととする。その他の廃棄物等については、それ以外の方法も可能とする。
- 3-3 コンテナは、天蓋付で廃棄物の飛散漏洩防止や悪臭対策の観点から、高い密閉性を有するものを使用することとする。
- 3-4 土曜、日曜、夜間の運搬は、基本的には行わない。

【解説】

3-1 本マニュアルの適用範囲は、以下の通りとする。

- 運搬車両置場から不法投棄現場までの移動
- コンテナ積替え及び場内回送業務
- コンテナへの廃棄物積み込み作業
- 搬出車両への廃棄物積み込み作業
- 計量作業
- 車両洗浄作業
- マニフェストの発行等手続き業務
- 処理施設への運搬業務
- 処理施設での荷降ろし業務
- 運行管理業務
- 運搬車両及び容器の点検及び維持管理
- 運搬工程に係る汚染拡散防止対策
- 運搬工程に係る労働安全衛生管理及び安全運行管理

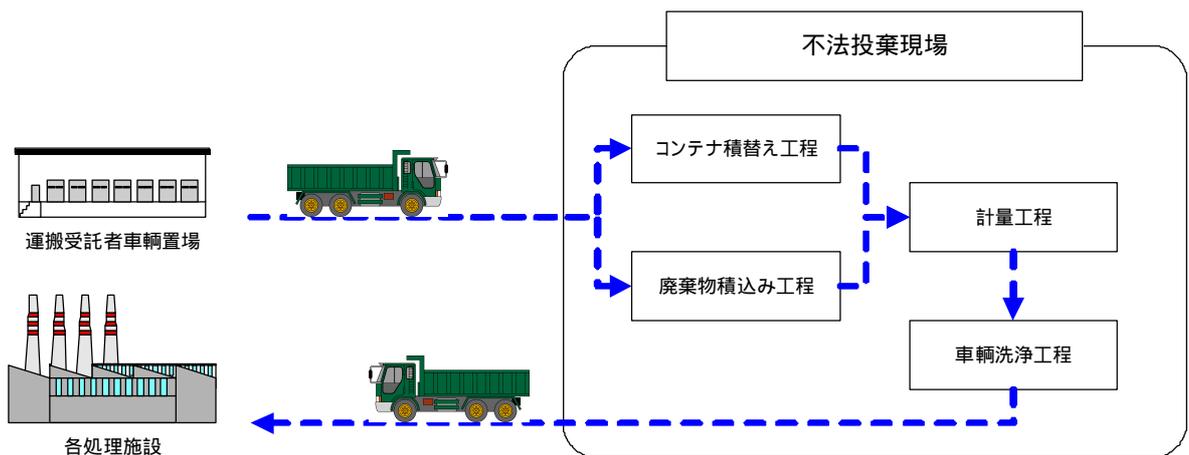


図-1 マニュアルの適用範囲

また、運搬工程全体フローは、次頁図-2の通り。

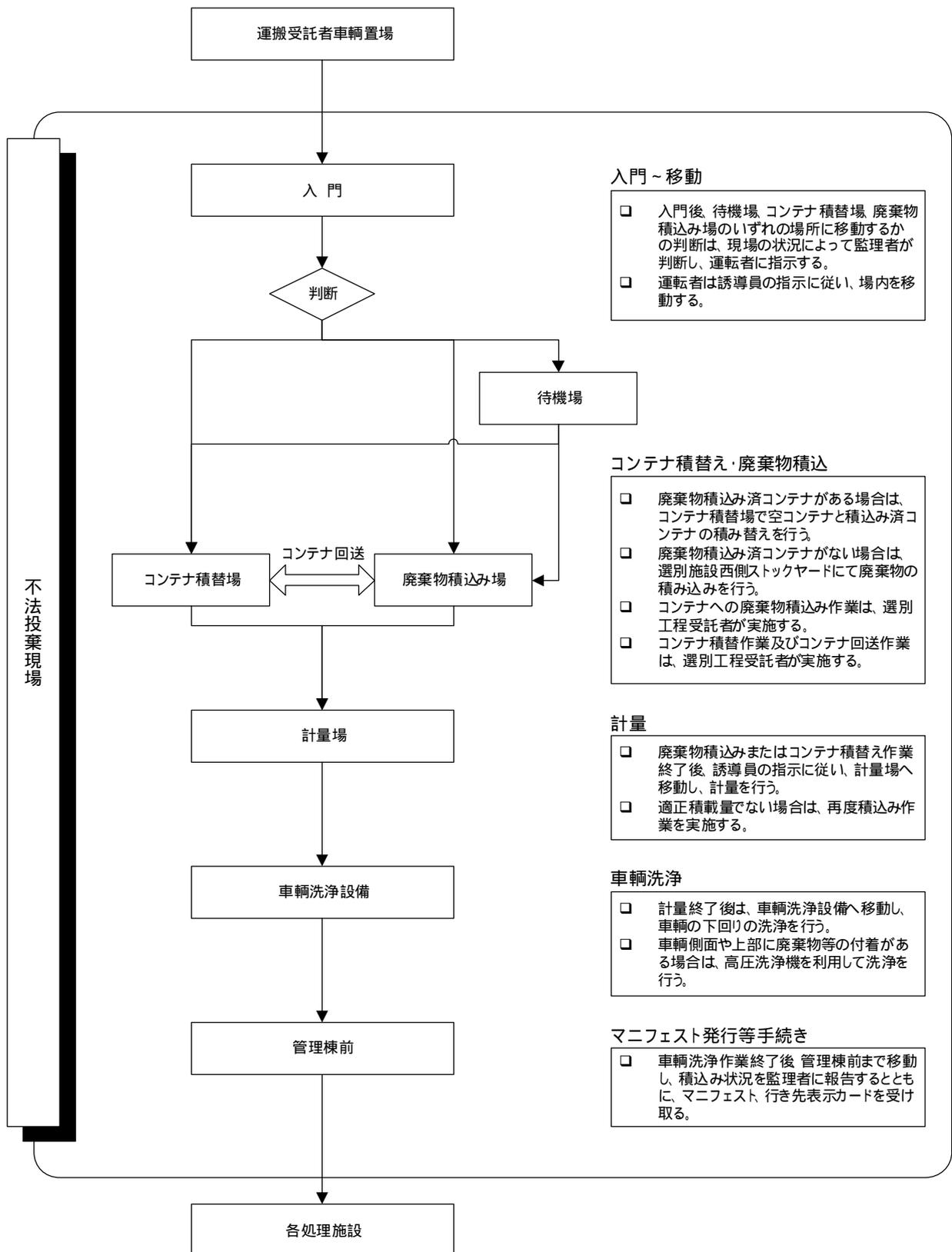


図-2 運搬工程の概略フロー

### 3-2 コンテナ積替え式ダンプトラックを採用する理由は以下のとおりである。

#### 処理先の受入形態からの要件

搬出された廃棄物の処理を行うと考えられる施設のほとんどは、荷台をダンプさせて廃棄物等を取り降ろす形態で受入を行っていること。

#### 積み込み時間からの要件

本格撤去が始まると1日150～200トン程度の廃棄物の搬出が考えられ、積み込み作業だけで数時間(3～5時間程度)必要となる。コンテナ積替え式であれば積み置き保管が可能であることから、搬出車輛は、廃棄物積み込み済コンテナを載せるだけでよいので、効率的な運行が可能となること。

#### 不法投棄現場施設のスペース的要件

選別施設西側の廃棄物ストックヤードは、廃棄物の埋設地を避けて計画したことから必要最小限のスペースしか確保しておらず、コンテナ積替え式であれば積み置き保管が可能であり、効率的な運行と安全作業の両方が確保できること。

### 3-3 コンテナの要求性能は以下のとおりである。

#### 高い密閉性を有すること

廃棄物等の飛散漏洩の防止には、コンテナの外部からも水分が浸入せず、さらに内部から外部に漏出しない構造が必要となる。

また、悪臭対策の観点からも高い密閉性が求められる。密閉性を確保するために、開口部(テールゲート及び天蓋)にはゴム製等によるパッキンを施すこととし、さらにパッキン部を締め付けることができる器具を備えた構造とする。

密閉性の要求基準は、10°ダンプアップした状態でテールゲート部の1/3まで水を張り、30分維持した状態で水が漏洩しないこととする。

#### 効率的な運搬が可能なこと

トラックに積載し、コンテナ下部四隅の隅金具を使用して固定したうえで運搬することができること。

廃棄物等の積込は天蓋部よりショベル等により低落差にて投入することができること。

廃棄物等の排出はテールゲートのロックを開錠し、車両床を油圧傾斜させ排出することができること。

コンテナ自体の積み下ろし荷役は、コンテナの両側面よりフォークリフトにておこなうことができること。

廃棄物等が入った状態で2段積み(上部に1個積載)、入っていない状態で3段積み(上部2個積載)が可能で強度であること。

#### 強度等要件

今回の運搬業務が曲がりや高低差が多いルートを利用した長距離運搬であり、車体の「ねじれ」現象が起りやすく、「耐ねじれ性能」まで含めた十分な強度を有したコンテナを使用する必要がある(車体のねじれは、コンテナテールゲート部の歪みを生じさせ、密閉性を損なう恐れがある)。

したがって運搬コンテナは、JIS Z 1627に規定する試験項目について、検査基準に適合

する強度を有すること。

内圧調整用通気孔を設けること

今回の運搬業務では、有機性の廃棄物等を長距離輸送することから、輸送中にガスが発生し、密閉性の高いコンテナの内圧を高める可能性がある。従って、コンテナ上部に内圧調整用通気孔を設けることとする。

悪臭対策

内圧調整用通気孔から出るガスの悪臭対策のため、活性炭カートリッジ等を取り付けるなどの対策を講じることとする。



写真-1 コンテナの例

3-4 撤去状況を踏まえ、土曜日等の運搬が必要な場合は、原状回復対策協議会で協議する。

#### 4. 運搬車輛置場から不法投棄現場までの移動

- |  |
|--|
| <p>4-1 運行予定に従い、不法投棄現場には時間厳守で到着するものとする。なお、天候や交通事情等により予定時間への到着が困難である等の場合は、監理者へ連絡し、指示に従う。</p> <p>4-2 不法投棄現場に到着後は、監理者の指示に従い積み込み場所、コンテナ積替え場、又は待機場所へ速やかに移動する。</p> <p>4-3 別途定める安全運行管理規定を遵守し、交通安全に十分に配慮する。</p> |
|--|

#### 【解説】

- 4-2 不法投棄現場の状況により、収集車輛に積載している空コンテナに廃棄物を直接積み込みする場合と、空コンテナを降ろし、積み込み済みのコンテナを積み込みする場合があることから、運搬車輛は不法投棄現場到着後監理者の指示に従い、指定された場所に移動する。

## 5 . コンテナ積替え及び場内回送業務

- 5-1 運搬車輛が空コンテナを積載し不法投棄現場に到着した際、あらかじめ積込み済コンテナが準備できている場合は、コンテナ積替場にて空コンテナと積替えを行うこととする。
- 5-2 コンテナ積替え場は、荷役作業場だけでなく、コンテナストックヤードも兼ねることとし、空コンテナと積込み済コンテナは区別して整然とストックすることとする。
- 5-3 コンテナ積替え作業は20トンフォークリフトによるものとする。
- 5-4 コンテナへの廃棄物の積込み作業は、選別施設西側ストックヤードで行うこととし、空コンテナと積込み済コンテナはコンテナ積替え場と選別施設西側ストックヤードとの間を回送することとする。
- 5-5 コンテナ回送作業は20トンフォークリフトによるものとする。
- 5-6 コンテナ積込みの際に、車輛運転者はコンテナ下部四隅の緊締装置によりコンテナが車輛と確実に固定されていることを目視で確認するとともに、コンテナのテールゲート及び天蓋部の密閉状況を確認することとする。

## 【解説】

- 5-2 コンテナストックヤードでは、原則的に空コンテナは3段積み、積込み済コンテナは2段積みとする。
- 5-5 20トンフォークリフトによるコンテナ回送作業は、コンテナ搭載時には前方視界が確保できないことから、原則的にバック走行を行うこととする。

## 6 . コンテナへの廃棄物積込み作業

- 6-1 コンテナ積替え場からフォークリフトで空コンテナを廃棄物積込み場所である選別施設西側ストックヤードへ回送する。
- 6-2 フォークリフト運転者は積込み場所へ移動した後、運搬容器の天蓋を開放するとともに、テールゲートの閉鎖確認を行うこととする。
- 6-3 廃棄物等の積込みは選別業務作業員が重機で行うこととする。
- 6-4 積載量は、重機積込み時にフォークリフト運転者が目視で確認し、重機オペレータへ合図することとする。また、積載廃棄物等の内容確認も同時に行う。
- 6-5 積込み終了後は、フォークリフト運転者が天蓋を閉鎖するとともに、テールゲート及び天蓋の密閉状況の確認を行うこととする。
- 6-6 フォークリフト運転者は、別途定める搬出前チェックシートに、積込み作業に関する必要事項を記入することとする。

## 7. 運搬車輛への廃棄物積み込み作業

- 7-1 運搬車輛に直接廃棄物等を積み込みして搬出する場合は、積み込み場所へは、選別業務作業員の誘導に従い移動することとする。
- 7-2 運転者は積み込み場所へ移動した後、運搬容器の天蓋を開放するとともに、テールゲートの閉鎖確認を行うこととする。
- 7-3 廃棄物等の積み込みは選別業務作業員が重機で行うこととする。
- 7-4 積載量は、重機積み込み時に運転者が目視で確認し、重機オペレータへ合図することとする。また、積載廃棄物等の内容確認も同時に行う。
- 7-5 積み込み終了後は、運転者が天蓋を閉鎖するとともに、テールゲート及び天蓋の密閉状況の確認を行うこととする。
- 7-6 運転者は、別途定める搬出前チェックシートに、積み込み作業に関する必要事項を記入することとする。

## 8. 計量作業

- 8-1 運搬車輛に直接廃棄物等を積み込みして搬出する場合は、廃棄物積み込み終了後、トラックスケールまで移動し、計量を実施する。
- 8-2 適正な積載量の場合は、そのまま洗車場まで移動する。
- 8-3 適正な積載量でない場合（過積載や積算量が非常に少ない等）は監理者に連絡し、指示に従い再度積み込み作業（積み込みまたは荷降ろし）を行うこととする。
- 8-4 運転者は、別途定める搬出前チェックシートに、計量作業に関する必要事項を記入することとする。
- 8-5 コンテナに廃棄物等を積み込みし、積み置き保管を行う場合は、積み込み作業終了後、フォークリフトにてトラックスケールまで移動し、計量を実施する。
- 8-6 適正な積載量の場合は、そのままコンテナストックヤードまで移動する。
- 8-7 適正な積載量でない場合（過積載や積算量が非常に少ない等）は、再度積み込み作業（積み込みまたは荷降ろし）を行うこととする。

### 【解説】

- 8-2 積載量の確認は、トラックスケール横に設置する計量室内のインジケータで行うこととする。また、積載量が適当である場合は、計量結果を出力し、監理者へ提出することとする。
- 8-3 適正な積載量とは、最大積載量の90%以上100%以下とする。



写真-2 計量作業

## 9 . 車輻洗浄作業

- 9-1 車輻洗浄は、選別施設ヤードから外部へ退出する直前に行うこととし、車輻洗浄後は選別施設ヤードへ進入しないこととする。
- 9-2 やむを得ず選別施設ヤードへ再進入する場合は、再度車輻洗浄を行った後に退出することとする。
- 9-3 車輻運転者は、作業員の誘導に従い、計量終了後の車輻を車輻洗浄設備へ移動させ、所定の位置（ロール上）に停車、ギアをニュートラルにする。
- 9-4 車輻洗浄担当の作業員は、所定の位置に車輻が停車し、ギアがニュートラルになっていることを車輻運転者に口頭確認した後、制御盤を操作し、車体下部の洗浄を開始する。ロールを回転させると、自動的に両サイドと下部から高圧水が噴射され、車体下部の洗浄が行われる。
- 9-5 車体下部の洗浄が終了した後、車輻洗浄担当の作業員は、車体上部に廃棄物等の付着の有無を確認する。付着が認められる場合は、高圧洗浄機を利用して洗浄することとする。
- 9-6 洗浄水は汚水処理施設で処理した後の処理水を循環使用することとする。また、洗浄後の汚水は汚水処理施設で処理を行うこととする。
- 9-7 車輻洗浄担当の作業員は、別途定める搬出前チェックシートに、車輻洗浄作業に関する必要事項を記入することとする。

### 【解説】

- 9-3 車輻洗浄設備には1台ずつ進入することとし、洗浄設備の混雑などにより待機する必要がある場合は、作業員の誘導に従い、指定された場所で待機すること。



写真-3 車輻洗浄作業

## 10. マニフェストの発行等手続き業務

- 10-1 車輜洗浄後、運転者は管理棟前まで車輜を移動し、監理者に搬出前チェックシートを提出するとともに、マニフェスト及び行き先表示カードを受け取る。
- 10-2 監理者は、提出された搬出前チェックシートを確認するとともに、廃棄物等の漏洩の有無を目視で確認する。
- 10-3 マニフェスト及び行き先表示カードは監理者が作成することとする。

## 【解説】

- 10-3 行き先表示カードはA3版とし、運搬車輜のダッシュボードなど、周囲から容易に目視できる位置に掲げることとする。

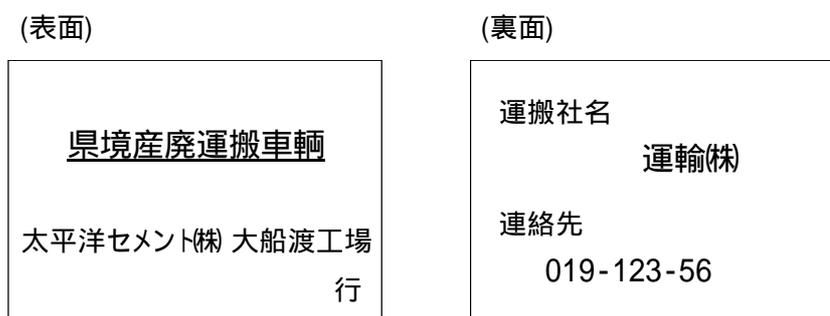


図-3 行き先表示カードの例

## 11. 処理施設への運搬業務

- 11-1 廃棄物等の処理施設への運搬業務は、指定された時間帯に、処理施設毎に指定するルート（図4～図9）を通行して行うこととする。  
なお、指定ルートに変更があった場合や代替ルートによる通行等についても適用する。
- 11-2 運転者は運搬途中の定められた場所で停車し、廃棄物等の飛散・漏洩の有無を目視で確認すること。また、飛散・漏洩が認められた場合は、速やかに監理者に連絡し、指示に従うこと。
- 11-3 運搬状況を適正に管理し、事故や故障時に運転者同士で協力して応急措置を行うため、1回に2～3台ずつの運搬車輜がグループとなって運搬することを基本とする。

## 【解説】

- 11-1 廃棄物の運搬業務は、原則として登校時間帯を避けるよう配慮し、運搬時間については沿線市町村に連絡するとともに、県道（道前浄法寺線）、浄法寺町道（鳥長根線）、県道（二戸安代線）を經由し、浄法寺インターチェンジから高速道路を利用して各処理施設に向かうこととする。指定ルートについては、安全性、効率性を重視し、沿線市町村等の意見を踏まえて設定したものである。
- 11-2 運転者は、各処分施設毎に、次の地点で停車し、廃棄物等の飛散・漏洩の有無を目視で確認することとする。

図 4

図 5

図 6

図-7

図 8

図 9

表-1 各処分施設毎の停車地点

処分施設名	停車地点	停車地点
クボタリテックス(株) 北上資源化センター	畑パーキングエリア	花巻パーキングエリア
同和クリーンテックス(株)	田山パーキングエリア	十和田インターチェンジ
太平洋セメント(株)大船渡工場	畑パーキングエリア	道の駅とうわ

## 12. 処理施設での荷降ろし業務

- |      |  |
|------|--|
| 12-1 | 処理施設に到着後は、処理施設の従業員の指示に従い、計量、マニフェストの受け渡し等必要な業務を行うこととする。                   |
| 12-2 | 各処理施設の荷降ろし場所まで移動し、処理施設の従業員の指示に従い、廃棄物等の荷降ろしを行うこととする。                      |
| 12-3 | 荷降ろし後は、運転者が天蓋を閉鎖するとともに、テールゲート及び天蓋の密閉状況の確認を行うこととする。また、必要に応じて車輛洗浄を行うこととする。 |

## 13. 運行管理業務

- |      |  |
|------|--|
| 13-1 | 受託者は、天候、掘削状況、選別状況、各処理施設の稼働状況等を踏まえて、運行計画を作成することとする。   |
| 13-2 | 受託者は、作成した運行計画に基づき関係者への連絡、確認を行うとともに、配車手配を行うこととする。   |
| 13-3 | 受託者は、運搬業務が安全かつ適正に実施されるよう運転者に指示・確認等を行い、且つ指示が遵守されていることを確認する体制を構築するものとする。   |
| 13-4 | 受託者は、運転者との連絡体制を構築するとともに、運行中の運転者からの連絡（到着遅延等の通常連絡、廃棄物の飛散・漏洩や事故等の緊急連絡）に迅速かつ適切に対応するとともに、監理者に遅滞なく報告をし、必要な場合には監理者の指導を受けるものとする。 |

## 【解説】

- 13-3 受託者の行う運行管理業務は概ね次のとおりとする。

自動車の安全を確保するため、日常点検の実施方法を定めて、運転者に対し一日一回、運行の開始前の点検を確実に行わせるとともに日常点検表に記録させる。

前項の結果を確認したのちでなければ運行の可否を決定しない。

自動車の運行に支障のある不良箇所を発見したときは、その整備完了を確認した後でなければ、運行させない。

運転者の乗務開始前に対面により始業前点呼を行わせる。

疾病・疲労・飲酒その他理由により安全な運転ができないおそのの有無を確認する。

自動車の日常点検（非常信号用具・消火器の備え付けの確認等を含む）の実施を確認する。

乗務記録・自動車検査証・定期点検整備記録簿・運転免許証・自動車損害賠償責任保険等の有無を確認する。

運転者に対し次に掲げる事項について確実な運行指示を行う。

- ・ 作業の内容および条件。
- ・ 運行の経路。
- ・ 出発および到着の時刻。
- ・ 休憩または睡眠する場合はその地点および時刻。
- ・ 運行途中に立ち寄る箇所の名称等。

- ・ 過積載等、積載制限を超えて積載した自動車の運行禁止。
- ・ 天候・道路状況・その他運行経路に関する安全運行に必要な情報の伝達。
- ・ その他事故防止に必要な事項。
- ・ 積載廃棄物等が運転中に移動し、荷崩れや落下しない措置が講じられていること。
- ・ 安全運行を妨げない積載方法（偏荷重防止等）であること。
- ・ 積載物品の固定は振動衝撃等に対し十分に耐える安全なものであること。

運転者の乗務終了後に対面により下記事項の確認を行う。

- ・ 乗務記録を提出させること。
- ・ 業務上における事故および道路交通法違反の有無等について報告させること。
- ・ 自動車・道路および運行の状況について報告させること。

乗務記録を運転者ごとに記録させ保存する。乗務記録の記録内容は次のとおりとする。

- ・ 運転者の氏名。
- ・ 乗務した自動車の登録番号(車両識別記号、番号が指定されているものはその記号)。
- ・ 乗務の開始および終了の地点・日時ならびに主な経過地点・乗務した距離。
- ・ 運転を交換した場合にあってはその地点および日時。
- ・ 休憩または睡眠した場合はその地点および日時。
- ・ 事故・著しい遅延・その他異常な状態に遭遇した場合はその内容と原因。
- ・ 道路交通法違反等違反行為を行い監督官庁から指摘を受けた場合はその内容と原因。
- ・ その他記録するよう指示された事項。

運転者に対して自動車運行中事故が発生した場合に措置すべき事項をあらかじめ周知徹底させておくとともに、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは次により措置する。

- ・ 事故続発の防止、負傷者の救急等運転者が措置すべき所定の事項について処置の有無を確認すること。
- ・ 軽微な事故を除き可能な限り現場に赴き事故の処理にあたること。
- ・ 廃棄物等の保全を期すとともに廃棄物等の運搬の継続または返還について適切な措置を講ずること。
- ・ 事故のときは関係者に直ちに報告し、措置について指示を受けること。関係者と折衝し、以後の措置について打ち合わせること。

異常気象時等において、次に留意し万全の措置を講ずるとともに運転者に対しては、あらかじめ運転者の措置事項を周知徹底させる。

- ・ 気象状況、道路状況を迅速確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等と連携体制を確立しておく。
- ・ 降雨、降雪、強風、凍結時等の具体的対策を定め、かつ運行中の運転者と管理者相互の連絡方法を確立して運転者に徹底しておく。
- ・ 気象状況により運行の継続、待機、中止等について適切な措置を講ずる。

自動車に備え付けた非常信号用具、消火器、停止表示器材等について次により措置する。

- ・ 乗務員に対し備付品の使用取扱方法を指導する。
- ・ 備付品の性能を確保するため適切な措置を講ずる。

- ・ 消火器は、積載物品の性状等を考慮してその性状等に適切に対応できるものを備え付ける。

運搬業務が指示通り実施されていることを確認し、確認状況を文書を以って監理者に報告する。

#### 14. 運搬車輛及び容器の点検及び維持管理

- 14-1 受託者は運搬車輛及び容器は定期的に点検、維持管理を行い、結果を県及び監理者に文書で提出することとする。
- 14-2 運搬容器の点検、維持管理内容は、コンテナ項目点検表（別紙 - 1）によることとする。

#### 15. 運搬工程に係る汚染拡散防止対策

- 15-1 場内から場外へ搬出する車輛は全て車輛洗浄を行うこととする。
- 15-2 運搬容器は、堅牢で密閉性があり、廃棄物の飛散・漏洩対策、臭気対策が施されたものとする。
- 15-3 別途定める安全運行管理規定を遵守し、事故等による廃棄物等の飛散・漏洩がないよう十分に努めることとする。

#### 16. 不法投棄現場における運搬工程に係る労働安全衛生管理

- 16-1 選別施設ヤードは関係作業員以外の立ち入りを制限する（立ち入り制限区域）
- 16-2 積み込み作業等で運転者が 16-1 に規定する立ち入り制限区域内で作業する際には、定められた個人用保護具を着用することを義務付けることとする。

##### 【解説】

- 16-1 立ち入り制限区域は、その旨を見やすい場所に表示することとする。
- 16-2 個人用保護具は、下記のものを装着することとする。
- 長袖の作業服
  - ヘルメット
  - 安全靴
  - 作業用手袋（軍手、ゴム手、突刺防止耐切創手袋の3種類）
  - 保護めがね
  - 保護マスク（粉塵用、有機溶剤用カートリッジ）
  - 視認用ベスト
  - 耳栓（必要に応じて）

## 17. 安全運行管理

- 17-1 受託者は、別途定める安全運行管理規定に基づき、本業務を安全に遂行することに努めることとする。
- 17-2 運転者は、監理者及び受託者の指示に従うとともに、事故防止に努めることとし、事故が起こったときは、負傷者の救助と二次被害、汚染拡散防止を最優先とする。
- 17-3 運行中の不測の事態に対応するため、運搬車輛には受託者と通信できる無線通信機器を搭載することとする。
- 17-4 受託者は、事故時に飛散、流出した廃棄物の回収が迅速に行えるよう代替車両を確保することとする。
- 17-5 受託者は、本業務を行うに当たっては十分な任意保険に加入することとする。

## 【解説】

- 17-2 運転者が事故防止のために行うことは概ね次のとおりとする。また、受託者は監理者に対して自社の乗務員服務規程を提出することとする。

走行速度は制限速度を守るとはもとより、そのときの自動車、貨物、道路、気象、体調等の状態・状況に応じて適切な速度で運転できるよう、運転に関する知識の習得及び技能の向上に努める。

運転中は危険予知を徹底し、運転の基本動作を励行するため、「安全運転呼称」を実施する。

走行中は一般車両を優先とし、歩行者には十分な注意を払う。

現場から浄法寺インターチェンジまでの区間のうち、道路が狭隘又は道路沿いに集落がある次の区間については、30 km/h 以下での走行や機関の高回転を避けた運転を実施するなど交通事故、騒音、振動、排気ガスに十分注意した運転を心掛け、地域の住民に対する安全対策に十分配慮する。

なお、指定ルートに変更があった場合や代替ルートによる通行についても適用する。

- ・ 青森県田子町水亦地区
- ・ 岩手県浄法寺町手倉森地区、馬洗場地区、桧ノ木地区、梅田川分校下、大志田地区、田子内地区

居眠り運転等による事故を防止するため、休憩時間や休息期間中は節制に努め、疲労や睡眠不足に気をつけるなど自己の健康管理に心がける。

運転中に眠気をもよおしたり身体の調子が悪くなったときは、直ちに安全な場所に退避して運転を中断し、体操、その他の適切な方法で体調を整え、また長距離運行では運転交替、仮眠等の適切な措置をとる。

運転中に自動車の故障、廃棄物等の著しい偏り等、事故発生のおそれのある事態を発見したときは、直ちに安全な場所に退避し、必ず停車したうえで適切な措置を講ずる。

交通事故による汚染拡散防止のための応急措置に備え、車輛には保護マスク、ブルーシートを常備する。

- 17-3 地震など、自然災害発生時に携帯電話など通常の通信手段が使用できない場合は、運搬車輛に備えられた無線通信機器で代替通信手段とすることとする。
- 17-5 事故等の万一の事態に備え、任意保険は対人、対物ともに無制限とする。

## 18. 危機管理

18-1 受託者は、監理者及び関係者と協議のうえ、受託業務における危機事象に対応するため、危機発生に備えた危機意識の向上や組織・体制の整備、予防措置、発生時の緊急対応、事後対応などをまとめた「危機対応手順書」を整備し、県に提出することとする。  
「危機対応手順書」の構成例は、「危機管理マニュアル」別紙-2のとおりとする。

## 【解説】

18-1 運搬工程においては、現時点で表-2に示す不測の事態が想定されることから、受託者は事前対策、緊急対策、事後対策を規定する「危機対応手順書」を整備するものとする。

表-2 運搬工程において現時点で想定される不測の事態

想定される事態	想定される事象	予防措置	応急処置
場内における人・重機・車両との接触事故	場内移動、コテナ積み込み、荷卸しの際の人・車輛同士・重機との接触事故	動線の区分と明示。 作業員の視認用ベスト着用。 事前打合せの徹底。	負傷者の救助。 監理者へ通報
搬出に必要な機器の故障	計量器の故障 洗車設備の故障	日常点検。	計量 直近の計量設備を利用 洗車 青森県設備借用又は高圧洗淨機で代替。
運搬中の交通事故	人・車輛との接触、転落・自損事故	受託者の安全運行管理 運転者の安全運行管理規定遵守。	負傷者の救助。 警察への通報 県・監理者へ通報
交通事故等による廃棄物等の飛散	コテナの破損による廃棄物等の飛散。	仕様書に則ったコテナの使用。 始業点検。	ブルーシート等により廃棄物等を被覆。 警察・道路管理者への通報 県・監理者へ通報
通行止め	道路障害、異常気象による道路閉鎖	台風・暴風雪が予想される場合の搬出停止。	運搬中の場合は県・監理者に通報・指示に従う。

## 19. 記録の保管

19-1 本マニュアルで指定した記録は本事業完了まで保存する。

## 20. マニュアルの改廃

20-1 本マニュアルは、現状回復対策協議会、県、監理者、または受託者等の発議により、改廃に関する協議ができるものとする。

## 別紙 1 「コンテナ点検項目表」

## 1. 検査の項目

区分	検査項目	始業	定期
柱、枠組み	コンテナ全体構体にねじれ、ゆがみ等の異常変形はないか		
"	各溶接部に亀裂などがないか		
"	腐食はないか		
"	隅金具に変形、破損がないか		
"	フォークポケットに変形、破損がないか		
床部	フロアパネル、サイドパネルに腐食、穴空き、亀裂などないか		
"	溶接部に亀裂がないか		
天蓋部	天蓋パネルにゆがみ、ねじれはないか		
"	天蓋パネルに腐食、穴あきはないか		
"	天蓋ロック装置は正常に作動するか		
"	天蓋ロック機構のリンケージ部のガタがないか、グリスはよいか		
"	天蓋ガスケットに裂傷、ねじれ、弾性低下がなく高い密着性能を有するか		
"	天蓋固定ベルトに裂傷がなく、確実に本体と固定ができるか		
テールゲート部	ゲートパネルにゆがみ、ねじれがなく、本体に正常に密着するか		
"	ゲート枠材に腐食はないか		
"	テールゲートロック機構(カムロック、まし締めハンドル)は正常に動作し、高い密着性能を有するか		
"	テールゲートガスケットに裂傷、ねじれ、弾性低下がなく高い密着性能を有するか		
"	ロック機構のリンケージ部のガタがないか、グリスはよいか		
脱臭装置	開閉バルブは確実に動作するか		
"	脱臭剤の脱臭効力が保持されているか		
保安艙装	天蓋ロックストッパピン(安全確認ピン)は確実に動作するか		
"	テールゲートインジケータ(緊~開)は正常に動作するか		
外装塗装・標記	汚れがなく清潔か		
"	標記など確実に読めるか		

リンケージとは：接続金具のことをいう

ガスケットとは：ゴム製パッキンのことをいう

艙装とは：装備のことをいう

## 2. 検査時期

始業点検            毎始業日

定期点検           毎 1 年

### 3. 検査記録

定期検査を実施した際、実施年月日、実施場所及び、次回予定年月日を記入した検査票を検査票ホルダに挿入する。

なお、実施したものについては、検査記録表を作成し保管する。

### 4. 消耗部品交換時期 (目安であり使用頻度により変化する)

部品	交換時期
天蓋ガスケット	2年
テールゲートガスケット	2年
脱臭剤	3ヶ月